令和 3 年 7 月 5 日 (月曜日)

믉

外

(第 4 3 号)

目 次

#### 条 ○石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改 正する条例 (財政課) 1 ○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) ○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関 する条例等の一部を改正する条例 (同 ○過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特 例に関する条例 ( 同 ) 10 ○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

- ○石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正す (長寿社会課)
- ○石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する 15
- ○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
  - (障害保健福祉課)
- ○石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
  - (港 湾 課)

条 例

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

13

令和三年七月五日

石川県知事  $\langle\!\!\langle \!\!\! \Box$  $\forall$ H鯔

#### 石三県条図第二十四号

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(厚生政策課)

石川県手数料条例等の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第四号)の一部を次のように改 正する。

第二条中石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)別表六十二の項の改正規定を次のよ うに致める。

別表六十二の頃中的を殆とし、のを犯とし、同頃の中「第二十三条の二十第二項」を「第二十 三条の二十第四項―に改め、同項中ಣを引とし、26を3とし、同項に中「第四十条の二第五項― を「第四十条の二第七項」に改め、同項中でを않とし、同項や中「第四十条の二第三項」を「第 四十条の二第四項一に改め、同項中でを終とし、 でから でまでを 死から がまでとし、 同項 で中 「第 二十三条の二第二項一を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中化を好とし、同項几中「第二 十三条の二第二項一を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中几を設とし、同項の中「第二十 三条の二第二項一を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中のを않とし、同項の中「第二十三 条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中的を知とし、 呪から %までを 7から

」、法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査。四万九千七百円と五百円に 申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中はを加とし、同項のイ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項 第一号」に、「四万八千八百円」を「七万千四百円」に改め、同項のロ中「第二十六条第二項第 二号一を「第二十五条第二項第二号」に、「二万八十七百円」を「四万七千四百円」に改め、同 項説へ中「第二十六条第三項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「一万三十三百円」を 「二万二千六百円」に改め、同項的ニ中「一万三十三百円」を「二万二十六百円」に改め、同項 **8中ニをホとし、ハの次に次のように加える。** 

J 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 ニ万二十六百円

別表六十二の項中的を応とし、同項のイ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項 第三号|に、「十万四千三百円|を「十三万八十六百円|に、「二千円|を「二十五百円|に改め、 同項のロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「七万二千八百円」 を「十万五千円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項のハ中「第二十六条第一項第五号」 を「第二十五条第一項第五号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」 を「五百円」に改め、同項351中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円一 を「五百円」に改め、同項的中二をホとし、ハの次に次のように加える。

」 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に 申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中のを対とし、同項のイ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項 第三号」に、「四万八千八百円」を「七万千四百円」に改め、同項のロ中「第二十六条第一項第 四号一を「第二十五条第一項第四号」に、「二万八十七百円」を「四万七千四百円」に改め、同 項はハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万三十三百円」を 「二万二千六百円」に改め、同項のニ中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項 臼中二を未とし、ハの次に次のように加える。

」 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 ニガニチ六百円 別表六十二の項中印を巧とし、その前に次のように加える。

計額

て 令第八十条第 二項の規定に基 づく法第十四条一申請手数 の二第二項に規 定する医薬品の 適合性調査(以 下この頃におい て「区分適合性 調査 | という。) の申請に対する 審街

医薬品適 合性調査 料(区分 適合性調 /世)

- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律第十四条 第八項に規定する医薬品又は医薬部外品 の製造工程の区分を定める省令(令和三 年厚生労働省令第十七号。以下この項に おいて「区分省令」という。) 第二条第 三号に規定する製造工程の区分に係る調 査 十三万八十六百円と九十四百円に申 請する品目に係る製造販売業者の数(以 下この項において「製造販売業者数」と いう。)を乗じて得た額と二十五百円に
- ロ 区分省令第二条第四号に規定する製造 工程の区分に係る調査 十万五千円と九 千四百円に製造販売業者数を乗じて得た 額と干五百円に申請する品目の数を乗じ て得た額との合計額

申請する品目の数を乗じて得た額との合

- ハ 区分省令第二条第五号に規定する製造 工程の区分に係る調査 四万九千七百円 と九千四百円に製造販売業者数を乗じて 得た額と五百円に申請する品目の数を乗 じて得た額との合計額
- こ区分省令第二条第六号に規定する製造 工程の区分に係る調査 四万九千七百円 と九千四百円に製造販売業者数を乗じて 得た額と五百円に申請する品目の数を乗 じて得た額との合計額

22 令第八十条第 二項の規定に基 づく法第十四条 の二第二項に規一手数料 定する医薬部外 品の区分適合性 | 合 性 調 調査の申請に対 する審査

医薬部外 品適合性 調查申請 (区分面) /世)

- イ 区分省令第二条第三号に規定する製造 工程の区分に係る調査 十三万八千六百 円と九千四百円に製造販売業者数を乗じ て得た額と二千五百円に申請する品目の 数を乗じて得た額との合計額
- ロ区分省令第二条第四号に規定する製造 工程の区分に係る調査 十万五千円と九 **十四百円に製造販売業者数を乗じて得た** 額と干五百円に申請する品目の数を乗じ て得た額との合計額
- ハ 区分省令第二条第五号に規定する製造 工程の区分に除る調査 四万九千七百円 と九千四百円に製造販売業者数を乗じて 得た額と五百円に申請する品目の数を乗 じて得た額との合計額

じて得た額との合計額得た額と五百円に申請する品目の数を乗と九千四百円に製造販売業者数を乗じて工程の区分に係る調査 四万九千七百円二 区分省令第二条第六号に規定する製造

「二百九十円」を「五百円」に改め、同項%中ニをホとし、ハの次に次のように加える。「三百九十円」を「五百円」に改め、同項%ニ中「三万九十二百円」を「四万九千七百円」に、第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「三万九十二百円」を「四万九千七百円」に、万二千八百円」を「十万五千円」に、「千円」を「十五百円」に改め、同項%ハ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「七百円」に改め、同項%ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「二千円」を「二十五条第二項第一号」に、「十万四千三百円」を「十三万八十六百円」に、「二千円」を「二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第四項の中「第一四条第十四条第十五項」に改め、同項中のをのとし、同項の中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中のをのとし、

申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額二 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に

に改め、同項50中ニをホとし、ハの次に次のように加える。三十三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項551中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項551中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」
円」に改め、同項551中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「一万十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第三号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百二十五条第二項第一号」に、「四万八千八百円」を「七万千四百円」に改め、同項501中「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」を「第四點を開査に」を「承認申請時調査及び変更計画確認時調査に」に、「(承認申請時調査)」を「(承認申請

九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項30中二をホと九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項301中「三万円」に改め、同項351中「三万円」に改め、同項351中「三万を「第二十五条第一項第四号」に、「七万二千八百円」を「第二十五条第一項第五号」に、「三万八千六百円」に、「二千円」を「十五百八十六百円」に、「二千円」を「十五百八十六百円」に、「二千円」を「二十五条第一項第三号」に、「十万四十三百円」を「十三万に限る」に、「(定期調査202法第十四条第九項の調査)」に改め、同項367中に限る」に、「(定期調査202年。「202年第十四条第九項の調査)」に改め、同項367年。 別表六十二の項中切をのとし、同項30中「に限る」を「及び法第十四条第九項に規定する調査」 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 二万二千六百円

し、ハの次に次のように加える。

」 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に 申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中饧を饧とし、同項跖中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「に限る」 を「及び法第十四条の七の二第三項に規定する変更計画の確認時に行う調査(以下この項におい て「変更計画確認時調査|という。)に限る|に、「(承認申請時調査)|を「(承認申請時調査及 び変更計画確認時調査)|に改め、同項55イ中「第二十六条第一項第三号|を「第二十五条第一 項第三号」に、「四万八千八百円」を「七万千四百円」に改め、同項跖口中「第二十六条第一項 第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「二万八十七百円」を「四万七十四百円」に改め、 同項跖ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万三十三百円一 を「二万二十六百円」に改め、同項比ニ中「一万三十三百円」を「二万二十六百円」に改め、同 

J 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 1 |万二千六百円 

医薬品等製造業に類定する登録の二の二第一頃 の二の二第一頃 でく法第十三条 二頃の規定に基	請	七百円 ハ 化粧品の製造所に係るもの 二万八十八十七百円 ロ 医薬部外品の製造所に係るもの 二万 七百円	
対する審査の登録の申請に			
三項の規定に基3 令第八十条第	品等製造路線医薬	二百円イ 医薬品の製造所に係るもの 一万九千	
の二の二第四項づく法第十三条	新申請于業登録更	九千二百円口 医薬部外品の製造所に係るもの 一万	
医薬品等製造業に規定する登録	数率	二百円ハ 化粧品の製造所に係るもの 一万九千	
申請に対する審の登録の更新の			
村			

別表六十二の項記中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項記イ中「第二十六 条第三項第一号 | を「第二十五条第三項第一号 | に改め、同項記口中 [第二十六条第三項第二号 | を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中記をのとし、同項品中「第十三条第六項」を「第 十三条第八項」に改め、同項記イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」 に改め、同項印ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項印 八中「第二十六条第二項第三号|を「第二十五条第二項第三号|に改め、同項中記をBとし、同

項別中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項のイ中「第二十六条第一項第三号」

を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項のロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条 第一項第四号」に改め、同項のハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」 に改め、同項中26を26とし、同項的中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項の イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項的ロ中「第二十六 条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中のを切とし、同項ぬ中「第十三 条第三項一を「第十三条第四項」に改め、同項。6イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五 条第二項第一号」に改め、同項邻ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」 に改め、同項纶ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中 始を妬とし、同項む中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項むイ中「第二十六 条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項むロ中「第二十六条第一項第四号」 を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項むハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条 第一項第五号」に改め、同項中切を応とし、同項的イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十 五条第三項第一号一に改め、同項のロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二 号」に改め、同項中的を好とし、同項的イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項 第一号|に改め、同項むロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、 同項むハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中むを改と し、同項47中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項41中 「第二十六条第一項第四号一を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項41八中「第二十六条第 一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中4を記とし、同項4中「第十二条第 二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中铅を印とし、同項む中「第十二条第二項」を「第十 二条第四項」に改め、同項中収を切とし、同項癿中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に 改め、同項中山を始とし、同項の中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中の を始とし、同項的中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中のを切とし、弘か ら
%まで
を
むから
始までとし、
同項
況中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に
改め、 同項中36を4とし、26を如とし、同項57中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同 項中別を殆とし、別を銘とし、同項の中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項 中的を防とし、こから改までを3から3までとし、2を8とし、その前に次のように加える。

四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項中以を巧とし、诏を以とし、同項江同項以中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同項中山を迟とし、同項以中「第別表六十二の項比中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項中比を订とし、

			Т
25 令第二条の八	地域連携	11十日	
第一項に規定す	薬局等認		
る地域連携薬局	定証の書		
等の認定証の書	換え交付		
換え交付	手数料		
61 令第二条の九	地域連携	二十九百円	
第一項に規定す	薬局等認		
る地域連携薬局	定証の再		
等の認定証の再	交付手数		
交付	菜		

える。

別表六十二の項中切を绍とし、3を2とし、5を2とし、5を3とし、その前に次のように加

令和3年7月5日(月曜	日)	白	Ш	県	公	報			号	外
付録証の書換え交という。)の登薬品等製造業」おいて「登録医										
証の再交付等製造業の登録する登録医薬品する登録医薬品五第一項に規定の	・数様の再交付を再次付金線混乱を設ける場場には、ままままままままままままままままままままままままままままままままままま						1 1千九百	T		
なっ 離に 罪に 機 は との の で で さ い い い い い に し で さ さ い い い い い い い い は ま は い い い り し 日 本 は は は は は は は の は ま り の と 様 の は の の と は は は は は は り り と は は は は は り り と は は は は	教科を交付手手を持つまる。						1 1 <del>4 -</del> E	<b>T</b>		
証の再交付 定する基準確認 の五第一項に規	付手数料 証の再交 基準確認						11千九百	I		

中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項中口を切とし、3からいまでを5 からいまでとし、2の次に次のように加える。

第五十四条の十九第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定 費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同 頃に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した

第四十九条の七中「あわせて」を「併せて」に改める。

に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十九条の六第一項中「によつて一を「により」に改め、同項第一号中「本条」を「この条一

第一条 石川県祝条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

(石川県税条例の一部改正)

石川県税条例等の一部を改正する条例

第百三十一条の二十三を次のように改める。

## 石三県条図第二十五号

金額)」を加える。

第百三十一条の二十三 削除

石川県知事 谷 本 正 删

令和三年七月五日

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、公布の日から施行する。

当 当

する審査 更新の申請に対の認定及びその の起定及びその 多地域連携薬同第一項に規定する	科 申請手数 薬同認定 地域連携	一万千円	
在 申請に対する審及びその更新の 連携薬局の認定る専門医療機関第一項に規定すす	本 申請十数 薬同認记 数関連携	1 万十日	

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

**叩える。** に「及び同号に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を第五十五条第一項第三号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。)」の下

改める。第五十八条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)の一部を次のよう

に改正する。

五十三条第七十二項」に改める。第二条のうち、石川県税条例第五十二条第七項の改正規定中「第五十三条第六十四項」を「第

#### 金三

(権行期日)

- から施行する。 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日
  - 次頃の規定 今和四年一月一日 一 第一条中石川県税条例第五十四条の十九第二項及び第百三十一条の二十三の改正規定並びに
  - 二 第二条及び附則第三項の規定 令和四年四月一日

(特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する経過措置)

行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第法律第二十六号)第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前にて「所得税法等改正法」という。) 第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この項におい2 第一条の規定による改正後の石川県税条例第五十四条の十九第二項の規定は、令和四年一月一

二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

は、なお従前の例による。 度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税について3 第二条の規定による改正後の石川県税条例の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年

公布する。 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県条例第二十六号

例 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第五十一号)の一部を次のように改正する。第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例

ナー日一に改める。第二条中「表の第一号」を「表の第二号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

| | 例第十一号)の一部を次のように改正する。 | 第二条 | 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条

第二条中「令和三年三月三十一日」を「今和五年三月三十一日」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二十七号)の一部を次のように改正する。第二十七号)の一部を次のように改正する。第三条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十年石川県条例

に改める。促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の第一条中「第二十四条」を「第二十五条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発

第二条中「起算して五年以内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

密 三

( 施行期口等)

- おける県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。る県税の課税の特例に関する条例及び第二条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域に1、この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域におけ
- 施設については、なお従前の例による。第一条の規定は、今和二年十月一日以後に設置される施設について適用し、同日前に設置された2 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例

今和三年七月五日過陳地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例をここに公布する。

石川県知事 谷 本 正 無

### 石川県条例第二十七号

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例

(要)加)

第一条(この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により、 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号。以下「法」という。) 第二条第一項に規定する過疎地域の区域(以下「過疎地域の区域」という。)又は法附則第五条 に規定する特定市町村の区域(法附則第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の 区域とみなされる区域を含む。以下同じ。)のうち法第八条第一項に規定する市町村計画(以下 「市町村計画」という。)に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域(以下「産 業振興促進区域 | という。) 内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造 業、情報サービス業等(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の三第十 四項に規定する情報サービス業等をいう。以下同じ。)、農林水産物等販売業(法第二十三条に規 定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)若しくは旅館業の用に供する設備の取得等(同 条に規定する取得等(租兇特別措置法施行令第二十八条の九第十頃に規定する資本金の額等(以 下「資本金の額等」という。)が五千万円超である法人が行うものにあっては新設又は増設に限 る。)をいう。以下同じ。)をした者について、その事業に対して課する事業税若しくはその事業 に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税又は産業振興促進区 域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対して課する事業税の課税 の特例について定めるものとする。

(課税免除の範囲)

- に、それぞれ当該各号に定める税額を免除する。の取得等をした者(以下「特別償却設備設置者」という。)に対し、次の各号に掲げる税目ごと一億円超である法人にあっては二千万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)あっては、資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあっては千万円、資本金の額等が第一号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が五百万円(製造業又は旅館業に置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の情報サービス業等、農林水産物等販売業又は規則で定める旅館業の用に供する設備(租稅特別措産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された第二条、知事は、法第二条第二項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和六年
  - 業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事一事業税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年

**却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税額** 

- 一 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である建物及びその敷地で ある土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌 日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における 当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税額
- 2 知事は、産業振興促進区域内において、畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の 親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働 日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後におい て最初に事業税を課すべきこととなる年から五年について、当該各年のその者の所得金額に対し て課する事業脱額を免除する。

(課税免除の適用除外)

- 第三条 前条第一項の規定は、特別償却設備設置者が、当該特別償却設備に係る事業所について、 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平 **| 技士六年石川県条列第十六号)その他規則で定める公害の坊上に関する法令の規定による命令に** 違反し、又は罰則の適用を受けた場合には、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に 定める税額については、適用しない。
  - | 事業税 当該命令に違反し、又は罰則の適用を受けた日の属する年又は事業年度開始の日か ら三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収 入金額に対して課する事業税額
  - 一不動産取得税 当該命令に違反し、又は罰則の適用を受けた日から三年以内の不動産の取得 に対して課する不動産取得税額

(課税免除の申請)

第四条 第二条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に課税免除 の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第五条 知事は、偽りの申請その他不正の行為により第二条の規定によって課税の免除を受けた者 がある場合においては、直ちにその者に係る課税の免除を取り消すものとする。

密副

(福行野口等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

( 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六号。

以下「旧条例」という。)は、廃止する。

項を加える。 4 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に 努めなければならない。

第十六条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなけ

れば」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行 んものとする。

- 定期的に実施しなければならない。
- 2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を
- いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 第七条の三 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的 に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」と
- (業務継続計画の策定等)
- ばならない。
- 第七条の二 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性 **釣な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに** より職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ
- 第七条の次に次の二条を加える。 (就業環境の整備)

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十二号)の

一部を次のように改正する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川県条例第二十八号

石川県知事 띰 删

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和三年七月五日

3 旧条例の規定は、旧条例第一条に規定する過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販 売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した 者又は畜産業若しくは水産業を行う個人であってこれらの事業に係る事業税について同日以前に 旧条例第二条第二項の規定により課税の免除を受けたものについては、なおその効力を有する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委 員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定 期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するこ AJ°
- 三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研 惨並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第 票

(裾行財日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和大年三月三十一日までの間、この条例による改正後の保護施設等 の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新保護施設等基準条例」という。)第七条の 三の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施 しなければ一とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行 うよう数めるものとする一とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新保護施設等基準条例第十六条第二 項(新保護施設等基準条例第二十四条、第三十条、第三十一条及び第三十六条において準用する 場合を含む。)の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなけれ ばしとする。

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 舳

#### 石川県条例第二十九号

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成五年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改 正する。

第七条第一項第二号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地 域の特続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に致める。

金 三

月一日から適用する。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第七条第一項の規定は、今和三年四

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石三県条図第三十号

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

する。石川県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正

附則第一項に見出しとして「(施行期日)一を付する。

附則第二項に見出しとして「(処分の特例)」を付する。

附則に次の四項を加える。

(令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例)

- するものとする。における借入総額を六で除して得た額を令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間3 政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日に延長された
- するものとする。における借入総額を九で除して得た額を令和六年度から令和十四年度までの各年度において償還市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間4 政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された

(令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還方法の特例)

- するものとする。における借入総額を六で除して得た額を令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間ら 政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された
- するものとする。における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間ら 政令附則第二条の三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された

密圖

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

する条例をここに公布する。指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 

一部を改正する条例指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

用に供されるものをいう。)により行うことができる。

目次中「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める。

域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。第九十二条第五項中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地

第九十三条を第九十四条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚にの九及び第八十九条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)につい元条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第九十一条(第五十五条の五、第五十九条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十十四条第一項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第本物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有もののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複条九十三条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類する

る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、耐障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係いる又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方の(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するも

る。磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができ

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年

目次中「第五十九条」を「第五十九条・第六十条」に改める。

第五十九条を第六十条とし、第四草中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

令和 3 年 7 月 5 日 (月曜日)

行うことができる。 式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) によりる電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方る場合を含む。) 及び次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係条 (第五十八条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項 (第五十八条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項 (第五十八条において準用すいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの (第十一他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものの

的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又と 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十一条一を「第二百十一条・第二百十二条」に改める。

第二百六条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持

続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第二百十一条を第二百十二条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他のるもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類す

有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの (第十一条第一項 (第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第 三項、第九十五条、第九十五条の五、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九条の四、第百 五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第 百九十四条の十二、第百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含 む。)、第十五条(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二 項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第百十条、第百十条の四、第百二十三条、第 百四十九条、第百四十九条の四、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十 五条、第百九十条、第百九十四条、第百九十四条の十二、第百九十四条の二十、第二百一条、 第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含 む。)、第五十四条第一項、第百四条第一項(第百十条の四において準用する場合を含む。)、第 百九十八条の三第一項(第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含 **む。) 及び次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記** 録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことが できる。

きない方法をいう。)によることができる。面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することがで相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等のするもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定と 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石

川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条・第六十一条」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作第十四条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、第六十条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、

られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこ とができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの (以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている。 る又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が 利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代え て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方

法をいう。)によることができる。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 尊害煏祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条 **| 例第五十五号)の一部を次のように改正する。** 

目次中「第九十一条」を「第九十一条・第九十二条」に改める。

第三十七条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の特

続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第九十一条を第九十二条とし、第十章中司条の前に次の一条を切える。

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものの うち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その 他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を いう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に 規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するも の(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて いる又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方 が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代 えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない

方法をいう。)によることができる。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 地域店動文援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条

**倒第五十六号)の一部を次のように改正する。** 

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

**外** 

よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式を条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下このの規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等第二十二条 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例

る。 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができ用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、ては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについと、センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十七

号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

- よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下このの規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等第二十条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例
- る。 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができ用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、ては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについる。福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

十八号)の一部を次のように改正する。第八条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五

目次中「第四十五条」を「第四十五条・第四十六条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

- 算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。 方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計ものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの (次項に規定する図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以の条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、第四十五条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、こ
- う。) によることができる。 磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいである場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は20 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十

二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十三条」を「第百十三条・第百十四条」に改める。

る職員一に改める。 委託する場合は調理員」を「第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定め第八十二条第三項ただし書中「児童四十人以下を通わせる場合は栄養士を、調理業務の全部を

第百十三条を第百十四条とし、第十五草中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記錄)

ものをいう。)により行うことができる。することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図第百十三条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改

正する条例の一部改正)

第十条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一 郡を改正する条例(令和三年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に 攻める。

# 密 副

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第九十二条第五項の改正規定、第三条中指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百六条の改正規定及 び第五条中障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条の改正規定 並びに第十条の規定は、公布の日から施行する。

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正

#### 石三県条図第三十二号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例(昭和三十年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。 別表第一上屋(くん蒸上屋及び東部上屋を除く。)の部中

巨术	一六円一銭
御供田一号	四三円二〇銭
御供田二号	三六円八八銭
L 下 六	1   三円四九銭(加算)
御供田一号	六四円七九銭(加算)
御供田二号	五五円三三銭(加算)
IT 大	九八二円
<b>御供田一</b> 中	二、五九一円
<b>御供田川</b> 中	11/111111

ı	御供田二中御供田一中	三六円八八銭四三円二〇銭
K	無無 無 無 無 無 用 上 中	五五円三三銭(加算)大四円七九銭(加算)
	御供田二中御供田一中	二、二二三日

に改め、

同表荷役機械の部タイヤマウント式クレーンの項を削り、同部に次のように加える。

フーン グローシグ	年を単位に使用する場合	一争	八、五七〇、〇〇OE	
--------------	-------------	----	------------	--

室 副

この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、別表第一上屋(くん蒸上屋及び東部上屋
を除く。)の部の改正規定及び同表荷役機械の部タイヤマウント式クレーンの項を削る改正規定は、
公布の日から施行する。